**暮らし**

●誘導施設を建築する場合には届け出が必要です

　3月31日から、市の定める都市機能誘導区域外に誘導施設の建築などをする場合は、市への届け出が義務付けられました。市内で施設の新築などを計画している場合は、都市計画課にお問い合せください。

**誘導施設**　子育て支援センター（延床面積1,000㎡以上）、高等専門学校、大学、専修学校、図書館、交流センター、博物館、美術館、大型商業施設（延床面積1万㎡超）、劇場、映画館、演芸場、観覧場

**届け出が必要な行為**　誘導施設のある建築物を建築するために開発を行う場合　誘導施設のある建築物を新築する場合　誘導施設のある建築物に改築する場合　誘導施設のある建築物に用途を変更する場合

 都市計画課都市計画係 23-8069

●山菜の出荷と自家消費に注意してください

　市内で採取した山菜のうち、基準値を超える放射性物質が検出され国から出荷制限の指示が出ている品目は、絶対に出荷をしないよう注意をお願いします。

　山菜を採取し自家消費をする場合は、市内の食品等放射性物質簡易測定などで安全を確認してください。安全が確認できない場合は自家消費を控えるようにしてください。

　出荷制限の指示が出ている品目は、市ウェブサイト（http://www.city.osaki.miyagi.jp/index.cfm/26,1231,125,html）で確認してください。

 農林振興課林政係 　23-7090

●山火事を防止しましょう

　春は山火事が発生しやすい季節です。山林付近で害虫駆除などのために火入れを行う場合には、必ず市の許可を受けて行ってください。

平成29年統一標語　「火の用心 森から聞こえる ありがとう」

農林振興課林政係　23-7090

●農用地区域から除外するためには意見書の提出が必要です

　農用地区域に指定されている農地などを、宅地など農地以外に転用する必要がある人は、農用地利用計画変更意見書の提出が必要となります。

　除外を希望する人は、詳しい内容を事前にお問い合わせください。

申込期間　5月15日まで

申込先　農林振興課農業経営係

農林振興課農業経営係 23-7090

●緑の募金に協力をお願いします

　緑の募金で集められた募金は森林整備などの推進に充てられます。

　4月から5月は全国一斉の緑化運動強調月間です。緑豊かな生活を送るため、募金に協力をお願いします。

農林振興課林政係 23-7090　 または各総合支所地域振興課

●カラス・カルガモを捕獲（駆除）します

　農作物への被害を防ぐため、カラスやカルガモを銃器で捕獲します。

**古川・松山・三本木・鹿島台・岩出山・田尻地域**

期日　4月22日・23日　日の出から日没まで

**鳴子温泉地域**

期日　4月12日・13日　日の出から日没まで

**共通事項**

場所　市街地、特定猟具使用禁止区域（銃）、鳥獣保護特別保護地区を除く市内全域

農林振興課林政係 23-7090　 または各総合支所地域振興課

●ソーラー電気柵の導入を支援します

　環境に配慮しながら農作物の被害を軽減できるよう、ソーラー電気柵などの導入に対して支援を行います。

対象　市内の農業者

補助対象経費　ソーラー電気柵などを導入する際の事業経費

※国・県補助事業を活用する場合は対　象になりません。

補助率　補助対象経費の半額以内（上限30万円）

申込　4月10日以降、農林振興課か各総合支所地域振興課窓口に申し込み

 農林振興課林政係 23-7090

●大規模小売店舗立地法に基づく縦覧（イオンタウン鹿島台）

　イオンタウン鹿島台の変更届提出に伴う縦覧を行います。

期間　7月3日まで　8時30分～17時15分

場所　商工振興課

変更内容　駐車場の収容台数

 商工振興課商工振興係 23-7091

●県外の展示会に出展する企業を支援します

　一定規模以上の展示会に出展する中小企業者などに、経費の一部を助成します。詳しい内容はお問い合わせください。

期間　平成30年1月31日まで

商工振興課企業立地係 23-7091

●空き店舗を利用して営業を開始する人を支援します

　市が指定した区域内にある空き店舗を賃借して、小売業、飲食業、サービス業などを開始する店舗に、店舗の改装費を補助します。

　指定区域の範囲など詳しくはお問い合わせください。

対象　市税などの滞納がなく、店舗所在地の商工団体から推薦を受けた人

補助額　補助対象経費の3分の2以内（限度額100万円）

申込　空き店舗所在地の商工会議所や商工会に申し込み

※予算に達した時点で募集を締め切ります。

 商工振興課商工振興係 23-7091

●危険な空き家の除却費用を助成します

　危険な空き家などを除却する工事費用を助成します。詳しい要件や申請方法などは、市ウェブサイト（http://www.city.osaki.miyagi.jp/index.cfm/17,18360,69,html）で確認するか、環境保全課にお問い合わせください。

対象者　市内に所在する空き家などの所有者で、市税に滞納がない人

対象空家　次を満たすもの　昭和56年5月31日以前に建築されたもの　所有権、貸借権以外の権利が設定されていないもの※新築や改築のために除却する空き家　は対象になりません。

定員　先着5件程度

補助の割合　対象工事費の2分の1（限度額50万円）

環境保全課 23-6074

●危険ブロック塀などの除却費用を助成します

　4月3日から受け付けを開始します。図面などの添付書類が必要になるため、申し込みの前に必ずお問い合わせください。

対象　道路に面し、市の調査で危険と判定したブロック塀で、年度内に工事が完了するもの

※すでに除却したブロック塀でも対象　になる場合があります。地震などで　倒壊したものは対象になりません。

定員　先着10件程度

助成額　ブロック塀の面積1㎡当たり4,000円（限度額15万円）

建築住宅課住宅計画係 23-8054

●住宅の改修費を補助します

　4月3日から受け付けを開始します。申請の前に手続きの進め方、補助の内容・要件などについて、必ずお問い合わせください。

**バリアフリー改修**

　65歳以上の人や障害者（3級以上の下肢・体幹の機能障害など）が居住する住宅に、バリアフリー改修工事（手すりの取り付け、床の段差解消、滑り防止の為の床材などの変更、扉から引戸への変更、和式便器から洋式便器への変更）を行う場合に補助金を交付します。

補助の割合　工事費の40%～100%（限度額20万円）

**便所などの水洗化**

　住宅に下水道の接続や浄化槽を設置する10万円以上の工事を行う場合（付帯して行う便所・浴室などの改修工事を含む）に補助金を交付します。

補助の割合　工事費の10％（限度額20万円）

**共通事項**

対象　次のすべてに該当する人

市内の住宅で所有者が居住し、所有者に市税の未納がない人　市内の業者が工事を行うこと　工事が平成30年3月20日まで完了すること

定員　先着110件程度

※予算に達した時点で受け付けを終了　します。

その他　申請前に工事に着手したものは対象になりません。また、過去に住宅リフォーム助成事業、快適住まいづくり支援事業などの交付を受けている住宅は、対象にならない場合があります。

建築住宅課住宅計画係 23-8054

●移住のための住宅購入やリフォームを支援します

　4月3日から受け付けを開始します。申請の前に、手続きの進め方、補助の内容・要件などについて、必ずお問い合わせください。

※予算に達した時点で受け付けを終了します。

**三世代が居住するためのリフォーム**

　市外に住む親族を迎え入れ、新たに三世代（親・子・孫）が居住するための住宅リフォーム工事を支援します。

補助金額　リフォーム工事費の3分の1（要件により限度額75万～125万円）

対象　次のすべてを満たす人

大崎市内に住宅を所有し、居住している人　市税の未納がない人　4月1日から平成30年3月31日までに、市外から移住する子と孫、または親がいる人　リフォームする住宅に三世代で居住する人　平成30年3月31日時点で、同居する家族に15歳以下の子か孫がいる人　申請前に工事に着手していない人

定員　先着3件程度

**住宅建築・購入**

　市内に移住を考えている若者世帯に住宅の新築・購入費用を支援します。

補助金額　住宅ローンの10％（要件により限度額100万～190万円）

対象　次のすべてを満たす人

住宅を新築か購入し、4月1日から平成30年3月31日までの期間に大崎市外から市内に移住する夫婦または平成30年3月31日までに婚姻を予定している人　平成30年3月31日の時点で40歳以下の人　住宅を新築か購入するために10年以上の住宅ローンを借り入れる人

定員　先着60件程度

**購入する住宅のリフォーム**

　市内に移住を考えている若者世帯が住宅を購入した場合に実施する住宅リフォーム工事を支援します。

補助金額　リフォーム工事費の3分の1（要件により限度額40万～90万円）

対象　次のすべてを満たす人

住宅を購入し、4月1日から平成

30年3月31日までの期間に大崎市外から市内に移住する夫婦または平成30年3月31日までに婚姻を予定している人　平成30年3月31日の時点で40歳以下の人　購入する住宅を業者を利用してリフォームする人　申請前に工事に着手していない人

定員　先着5件程度

建築住宅課住宅計画係 23-8054

●大崎市洪水・土砂災害ハザードマップが完成しました

　大崎市洪水・土砂災害ハザードマップが完成しました。今後、行政区長、自主防災組織の代表者、集会所、公民館、小・中学校などに配付する予定です。また、市ウェブサイト（http://www.city.osaki.miyagi.jp/index.cfm/11,19149,39,html）や地図情報システム「おおさきわが街ガイド」（http://www2.wagmap.jp/osaki/Portal）で確認できます。洪水や土砂災害の防災対策に活用してください。

 防災安全課消防・危機防災担当 23-5144